第

3 2 4 6

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 4月 6日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 給与の源泉徴収を誤った場合

A:多く徴収した人と少なく徴収した人は 社内調整をし、過大納付については還付請求 をします。

【解説】

源泉徴収をするに際して、源泉徴収義務者に課せられている義務は、納付期限までに源泉徴収税額の総額を正しく納付することであって、各人別の源泉徴収税額までを報告する義務は課せられていません。

したがって、お尋ねのように過大徴収した 人と過少徴収した人がいても、結果として総 額が間違っていなければ、何の問題になるこ ともないのです。

この場合には、多く徴収した人と少なく徴収した人との間で社内調整をするだけで解決になるのですが、過大納付となっている場合には、所轄税務署に「源泉所得税の過誤納額還付請求書」を提出して誤納額の還付請求をすることになります。

この場合には、間違って収めた「配当等の所得税徴収高計算書」のコピーと誤納額が生じた事実を記載した帳簿の写し、計算明細等事実関係が明らかになる書類を「源泉所得税の過誤納額還付請求書」に添付して提出します。







